

令和３年度第５回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和４年２月８日（火）１５時～１６時１０分
場 所：徳島県庁１０階 特別大会議室
議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議
「ドラッグコスモス土成店」の新設届出
「マルナカ山川店」の新設届出
「ドラッグコスモス阿波店」の変更届出
出席委員：奥嶋委員、名田委員、稲倉委員、佐々木委員
県出席者：（事務局）商工労働観光部 企業支援課
（大規模小売店舗立地連絡会員）関係各課

■議題１

「ドラッグコスモス土成店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：店舗東側交差点、南からの流入部において、来店車両の影響を受ける直左・直方向では、休日１０時から１１時までの混雑度が現況で１.２９であり、開店後は１.３７に増えるという推計になっている。

この１０時から１１時までという時間帯は交差点の現況交通量のピークであって、実際の店舗の来店ピークとは異なるとのことであるが、出店により、この交差点に多少なりとも交通の影響があるのは間違いない。そういう意味でこの交差点の問題としては大きい。

交差点全体の需要率が０.９を下回っているので、交通処理は可能とのことであるが、開店時などに、店舗東側交差点の南側から来店される方に対し、当該時間帯が混雑している程度の案内は、店舗側からした方がいいのではないかと。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、南東方向からの来店について、午前１０時から午前１１時までの間は道路の混雑が想定されることを、開店時に周知いただくことを留意事項として付することとします。

→意見なしで終了

■議題2

「マルナカ山川店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：出入口1は交通量の多い国道192号にあるが、右折入出庫可能となっている。
右折は危険ではないのか。左折出庫を促す表示をしている店舗もある。

委員：繁忙期には出入口に交通整理員を置くようになっているので、交通状況に応じた安全な誘導をするよう留意いただきたい。

委員：出入口2、3から店舗棟1へ来店される歩行者の動線確保についても検討いただきたい。

委員：店舗棟2の営業時間は店舗棟1と同じか。店舗棟2付近の出入口3には照明がない。
店舗棟2が店舗棟1より先に閉店して明かりが消えてしまうと、店舗棟2に面している駐車場や出入口3付近は暗くならないか。
出入口2南側の照明で、この辺りまでカバーできるのか。

委員：夜間でも十分な照度を確保していることを確認いただきたい。

委員：店舗棟2の前には身障者用駐車マスはないのか。

委員：店舗棟2に小売業者が出店する際には、身障者用駐車スペースの設置について検討いただきたい。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、

- ①出入口1の右折出庫について、開店時等の繁忙期は交通整理員による誘導を行い交通安全に努めること。
- ②出入口1からの歩行者動線は確保されているが、出入口2、3から来店する歩行者への対策についても検討いただきたい。
- ③出入口2南側の照明等により、出入口3付近の照度が十分確保されていることを確認しておくこと。
- ④店舗棟2へ小売業者がテナント出店する際には、店舗棟2付近に身体障がい者等用駐車場の設置を検討すること。

の4点を留意事項として付することとします。

→意見なしで終了

■議題３

「ドラッグコスモス阿波店」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見なし、留意すべき事項もなしとします。

→意見なしで終了